

## 心身障がい福祉センター（児童部門）の詳細について

### <役割>

#### ○目的

心身障がい者の早期発見，早期療育等を行い，福祉の向上を図る

#### ○事業内容

◇相談，診断及び評価・判定に関する業務

診療科目：小児科，整形外科，精神科，耳鼻咽喉科，眼科，

◇心身障がい児に対する療育に関する業務

・児童発達支援センターの運営

定員：60名（知的30名，難聴30名）

対象：知的・発達・視覚・聴覚障がい児（医療的ケアを伴う場合を含む）

形態：親子通園（知的障がい児：1～2歳児＝週1～2日，聴覚・視覚障がい児：週1～2日）

単独通園（知的障がい児：3～5歳児＝週5日）

・医療型児童発達支援センターの運営

定員：40名

対象：肢体不自由児（知的障がい・発達障がい・医療的ケアを伴う場合を含む）

形態：親子通園（肢体不自由児：1歳児＝週1日，2歳児＝週2日，3歳児＝週3日，4歳児＝週5日）

単独通園（肢体不自由児：5歳児＝週5日）

・障がい児相談支援，特定相談支援

・保育所等訪問支援

・居宅訪問型児童発達支援

◇広報，啓発事業（公開講座，ホームページ運用，機関誌発行）

◇地域交流活動に関する業務（実習受入，ボランティア講座）

※「障がい児等療育支援事業」「障がい児保育訪問支援事業」「私立幼稚園障がい児支援事業」を別途委託

#### ○特色（民間事業所との違い）

医師及び看護師を配置し，児童発達支援センター及び診療所，一般相談機能を併せ持つ療育センター。

知的障がい児，肢体不自由児，聴覚・視覚障がい児を対象とし，相談から診断，外来や通園による療育まで，総合的に支援を行っている。また，1歳児からの親子通園クラスを設け，保護者も含めた支援を行い，加えて，医療的ケアを伴う障がい児の受け入れも行き，早期療育の実現に取り組んでいる。

そのほか，施設の特性とノウハウを生かし，民間事業所や保育所，幼稚園向けの公開講座や研修を行い，市内療育技術のベースアップを図っている。

これらの取組みは，民間の児童発達支援センターでは，人員を確保できないことや費用が掛かること，ノウハウが無いこと等の理由から，行えていない。

### <実績（人数）>

	27年度		28年度		29年度	
	延べ	月平均 実人数	延べ	月平均 実人数	延べ	月平均 実人数
通園	8,911	163	8,170	143	7,940	139
知的	親子	3,740	3,263	3,133		
	単独	784	757	575		
肢体	親子	1,823	1,639	1,359		
	単独	2,536	2,431	2,740		
聴覚	親子	28	80	133		
	親子					
視覚						
外来療育	5,061		5,191		5,065	
診察	2,144		2,102		2,061	
相談・面談	8,836		9,764		12,458	

### <第4期指定管理期間における選定理由（非公募）>

心身障がい児に対する相談・診断，早期療育の本市における中核施設として，療育及び通園事業を実施するだけでなく，市内の他の障がい児施設，幼稚園，保育所に対しても障がい児療育についての指導を行うなど，本市における先駆的・先導的役割を果たしている。幅広い専門的知識・経験を有し，適切な施設運営が可能である法人は，福岡市社会福祉事業団以外にないため。

### <職員配置（30年度）>

区分		職員	嘱託	計	
センター長（医師）		1		1	
次長・課長		1		1	
相談・訓練	係長	1		1	
	心理判定員	4	2	6	
	相談支援員	2		2	
	ケースワーカー	2		2	
	看護師		3	3	
	保育士		3	3	
	理学療法士（PT）	2		2	
	作業療法士（OT）	3		3	
	小計	14	8	22	
通園	知的	係長	1	1	
		保育士	2	3	5
	肢体	児童指導員	5		5
		係長	1		1
		保育士	3	2	5
	難聴	児童指導員	1		1
		係長（言語聴覚士）	1		1
		保育士	1		1
		児童指導員	1		1
言語聴覚士（ST）	6	2	8		
小計	22	7	29		
合計	38	15	53		

### <年度評価結果>

指定管理業務が適切に行われているか，評価を行っている。

（50点満点。A:45点～，B:38～44点，C:30～37点，D:25～29点，E:～24点）

27年度	28年度	29年度
A（47点）	A（45点）	A（47点）

※マイナス評価の理由（28年度）

- 指定した事業は適正に実施されているかについて，全体としては適正に実施されているが，個人情報記載書類を一時紛失する事故が発生し，改善通知を行っている（その後，再発防止策が取られている）。
- 個人情報保護の体制を整備し，適正な運営がなされているかについて，前述のとおり。
- 広報の取組みについて，重要な情報発信媒体であるホームページの更新に遅れが見られたり，内容も古さが目立ち，十分な周知がなされているとは言えない。
- 経営面での創意工夫について，安定的な経営はなされているが，特記する程の創意工夫は見られない。
- 経費削減の取組みがみられるかについて，事務事業費が前年度と比べ増加している。

### <包括外部監査における監査結果報告（非公募であることについて）>

複数名の医師等の専門家が必要な施設であり，現状においては，高度専門的かつ先駆的な障がい福祉サービス事業を総合的に行うことができる団体は，福岡市社会福祉事業団のみであり，非公募とすることに合理的な理由がある。